


当組合はキャッシュレス・消費者還元事業へ参画しています

キャッシュレス・消費者還元制度とは・・・

消費喚起の後押しと、キャッシュレス化の推進を目的に経済産業省が主体となって実施する補助金制度です。

令和1年10月より、制度対象店舗でキャッシュレス決済を利用すると、ご利用額の5%もしくは2%が還元されます。

※ 制度対象店舗によって還元率が異なります。

| | |
|------------|--|
| 還元対象期間（予定） | 令和1年10月1日（火）～令和2年6月30日（火） |
| 還元対象サービス | Jデビットカード ※当組合発行のキャッシュカードを利用して商品の購入等を行うサービス。商品購入等を行った際に即時にお客さまの預金口座から代金の引落しが行われます。 ※当組合の普通預金（総合口座を含む。）のキャッシュカードをお持ちのお客さまが取扱可能です（金利や手数料、年会費は不要）。 【Jデビットカードサービスが利用可能な主なキャッシュカード】  |
| 還元するポイント | J-Debit ポイント ※他のポイントへの交換はできません。 ※還元時に1ポイントを1円に自動的に交換します。 |
| 還元方法・時期 | ご利用金額に応じたポイントを1ヵ月ごとに取りまとめ、当該ポイント相当額を取引のあった翌月（もしくは翌々月）にお客さまの預金口座に振込みします。 |
| 還元上限額 | 15,000ポイント/月 |
| 還元の確認方法 | お取引明細（通帳明細）で〇月分としてx x x円の本サービスの消費者還元事業ポイントが入金されたことを記載します。 （通帳印字例） お取引内容：JD△MM△ショウビヤカンゲンジギョウ お預り金額：x x x円 JD：Jデビットを表す MM：取引月 △：スペース |
| 還元にかかる制約事項 | ポイント還元を行うタイミングで、すでに解約済みの口座には（口座が存在しない場合）は、ポイント還元を行いません。 |

《お問い合わせ窓口》

担当部署：業務部

受付時間：月～金曜日（祝日を除く）9：00～17：00

電話番号：0120-18-6522

電子メール：webmaster@hyogokenshin.co.jp